

第13次佐賀県鳥獣保護管理事業計画 新旧対照表

次の表に掲げる規定の変更部分は、下線の部分である。

1. 有害捕獲の許可について

変更前	変更後
<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 省略</p> <p>(a)～(d) 省略</p> <p>(e) 佐賀県内に居住している者で、<u>地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者</u>。ただし、以下の場合はこの限りではない。</p> <p>(i)～(iii) 省略</p>	<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～4 省略</p> <p>5 鳥獣の管理を目的とする場合</p> <p>(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的</p> <p>①～③ 省略</p> <p>④有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定</p> <p>(ア) 省略</p> <p>(イ) 許可基準</p> <p>ア 捕獲等又は採取等の従事者</p> <p>(A) 省略</p> <p>(a)～(d) 省略</p> <p>(e) 佐賀県内に居住している者で、<u>地区を担当している猟友会支部長の確認を受けた者</u>。有害鳥獣捕獲許可に関する情報のうち、捕獲しようとする鳥獣の種類や期間・区域等の情報を、捕獲を行う地区の猟友会支部に共有された者。ただし、以下の場合はこの限りではない。</p> <p>(i)～(iii) 省略</p>

次の表に掲げる規定の変更部分は、下線の部分である。

2. 販売禁止鳥獣について

変更前	変更後
<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 販売禁止鳥獣等</p> <p>① 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。</p> <p>(ア) 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。</p> <p>(イ) 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼす恐れのないもの。</p> <p>② 許可の条件</p> <p>(ア) ヤマドリの販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。</p>	<p>第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>1～6 省略</p> <p>7 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 販売禁止鳥獣等</p> <p>① 販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下の各号のいずれにも該当する場合に許可するものとする。</p> <p>(ア) 販売の目的が鳥獣保護管理法第24条第1項又は規則第23条に規定する目的に適合すること。</p> <p>(イ) 捕獲したヤマドリの食用品としての販売など、<u>捕獲した個体若しくはその加工品又は採取した卵が</u>販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招くなど、その保護に重大な支障を及ぼす恐れのないもの。</p> <p>② 許可の条件</p> <p>(ア) ヤマドリ、<u>オオタカ</u>の販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場所（同一地域個体群）等とする。</p>

次の表に掲げる規定の変更部分は、赤線の部分である。(下段：変更後)

3. 特定猟具使用禁止区域の新規指定について

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 省略

①～③ 省略

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(B)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	46	箇所	9	3	4 5	7	5	28 29						
	面積	ha 22,776	変動面積	ha 14,135	ha 1,323	ha 646 653	ha 1,148	ha 770	ha 18,022 18,029	ha	ha	ha	ha	ha	
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	(2) ※	箇所												
	面積	※ (275ha)	変動面積	ha											

※銃猟に伴う危険を予防するための区域に含まれるため、内数。

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**
		4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(D)	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	計(E)		
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所							9	3	4	7	5	28	+1	46 47箇所
	面積							ha 14,135	ha 1,323	ha 646	ha 1,148	ha 770	ha 18,022	ha 7	ha 22,776 22,783
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														(2箇所)
	面積														(275ha)

* 箇所数については (B)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)

面積については (B)+(C)-(D)-(E)

面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟にともなう危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称(特定猟具名)	指定面積(ha)	指定期間	備考
令和4年度	佐賀市	佐賀(銃器)	5,212	R4.11.1 ~ R14.10.31	再指定					
	唐津市	唐津浜崎(〃)	2,657		〃					
	鳥栖市・基山町・みやき町	鳥栖基山(〃)	4,172		〃					
	伊万里市	脇田地区(〃)	104		〃					
	伊万里市	白野地区(〃)	13		〃					
	伊万里市	伊万里(〃)	1,347		〃					

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟にともなう危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域 指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
	伊万里市	上古賀地区 (〃)	47		〃					
	上峰町	鎮西山 (〃)	38		〃					
	白石町	福富干拓 (〃)	545		〃					
		9	14,135							
令和5年度	多久市	多久(銃器)	159	R5.11.1 ～ R15.10.31	再指定					
	武雄市	保養村(〃)	308		〃					
	鹿島市	鹿島(〃)	856		〃					
		3	1,323							
令和6年度	伊万里市	福田地区(銃器)	90	R6.11.1 ～ R16.10.31	再指定					
	伊万里市	塩屋地区(〃)	87		〃					
	伊万里市	伊万里団地(〃)	231		〃					
	神崎市・ 吉野ヶ里町	吉野ヶ里(〃)	238		〃					
	唐津市	佐志八幡地区	7		新規指定					
		4 5	646 653							
令和7年度	唐津市	波戸岬地区 (銃器)	60	R7.11.1 ～ R17.10.31	再指定					
	唐津市	七ツ釜地区 (〃)	18		〃					
	唐津市	満越地区(〃)	160		〃					
	武雄市	高野地区(〃)	415		〃					

年度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟にともなう危険を予防するための区域				
	特定猟具使用 禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考	特定猟具使用 禁止区域 指定所在地	特定猟具使用 禁止区域名称 (特定猟具名)	指定面積 (ha)	指定期間	備考
	武雄市	武雄 (〃)	434		〃					
	みやき町	香田地区 (〃)	23		〃					
	玄海町	藤ノ平ダム (〃)	38		〃					
		7	1,148							
令和8年度	佐賀市	巨勢川調整池 (銃器)	55	R8.11.1 ～ R18.10.31	再指定					
	唐津市	神集島 (〃)	142		〃					
	唐津市	菅牟田 (〃)	253		〃					
	嬉野市	大野原 (〃)	133		〃					
	基山町	城戸・宮浦 (〃)	187		〃					
	5	770								
合計		28	18,022							
		29	18,029							